

# 第12回天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年12月21日(水) 13時30分～14時29分

2 開催場所 天栄村役場 3階正庁

3 出席委員 (9人)

9番委員	内	山	正	勝
8番委員	円	谷		要
1番委員	松	崎	兵	一
2番委員	塩	田	善	大
3番委員	小	針	重	男
4番委員	石	塚	繁	男
5番委員	佐	藤	正	尉
6番委員	常	松		栄
7番委員	佐	藤	光	栄

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地賃貸借の合意解約について

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請適否決定について

議案第2号 現況確認証明申請適否決定について

議案第3号 令和4年度農用地利用集積計画適否決定について

6 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 黒 澤 伸 一

農業委員会書記 高 津 優

事務局長 定刻になりましたので、次第により進行させていただきます。  
開会を職務代理よりお願いします。

職務代理 ただいまから、令和4年第12回天栄村農業委員会総会を開会致します。  
事務局長 続きまして、会長よりご挨拶をお願い致します。  
会長 (会長挨拶)

事務局長 天栄村農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長になることと  
なっておりますので、会長よろしくお願い致します。

会長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます、よろしくお願い致します。  
本日の出席委員は、9名です。欠席・届け出委員は、ありません。よって  
天栄村農業委員会会議規則第6条の規定に基づきまして、本委員会は成立  
しております。議事録署名委員の指名については2番委員、5番委員の両  
名をお願い致します。それでは議事に入ります。

議長 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を  
議題といたします。事務局より説明を願います。  
事務局 (1ページ～3ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これは報告事項でありますので、承認とさせてい  
ただきます。  
(13:39決定)

議長 報告第2号「農地賃貸借の合意解約について」の件を議題といたします。  
事務局より説明を願います。  
事務局 (1ページ～3ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これは報告事項でありますので、承認とさせてい  
ただきます。  
(13:42決定)

議長 続いて、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請適否決定につい  
て」の件を議題といたします。事務局より説明願います。  
事務局 (6ページ～9ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願  
いたいと思います。1番委員 よりご説明願います。

1 番委員 この案件について、事務局の説明どおりでした。こちらの圃場は、もともと休耕田であるとのことでした。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

8 番委員 申請地の隣の圃場は、こちらも休耕田でしょうか。

事務局 その通りです。所有者につきましては、それぞれ異なっております。

8 番委員 農地パトロールで確認していると思いますが、遊休地でしょうか。

事務局 こちらは、遊休農地ではなく、農振農用地区に入っておりますので、管理されている農地となります。

議長 他に意見・質問はございますか。

(他に意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(13:48 決定)

議長 続いて、議案第2号「現況確認証明申請適否決定について」の件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 (10ページ～15ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。1番委員 よりご説明願います。

1 番委員 この件について、ただいま事務局から説明のあったとおりですが、隣接の田所有者に話を伺いました。最初は、駐車場として使用していて、孫長男が、住宅を建てたいとなり、調べたところ登記簿が農地のままであったということでした。経緯は、今から約30年以上前のことですので、現状としては、農地としての利用はできないと思います。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

8 番委員 住宅部分のみが、今回の申請面積でしょうか。

事務局 石垣でつまれている部分すべてが今回の申請面積となります。

8 番委員 再度確認ですが、住宅を建てるときに発覚したということですね。

事務局 そのとおりです。申請人は、基盤整備の際に、換地された部分ですので、登記までしてあると思っていたそうですが、行政で手続きしてもらえると勘違いしていたと思います。ですので、石垣を積み、駐車場として利用していたものと思われます。なお、現況の課税地目としましても、宅地として課税しております。

議長 他に意見・質問はございますか。

(他に意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。  
異議なしの方は挙手を願います。  
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。  
(13:57決定)

議長 続いて、議案第3号「令和4年度農用地利用集積計画適否決定について」  
の件を議題といたします。No.1について、事務局より説明願います。

事務局 (16ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願  
いたいと思います。西郷・中郷地区 農地利用最適化推進委員が、本日欠席  
です。代わって7番委員よりご説明願います。

7番委員 推進委員が、総会へ出席できないということで、代わって説明します。■■■さ  
ん■■■さんの双方に先日、確認した結果、間違いがないということで、  
ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。  
異議なしの方は挙手を願います。  
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。  
(14:01決定)

議長 続いて、No.2～No.3について、関連がございますので、一括で事務局  
より説明願います。

事務局 (16ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願  
いたいと思います。西郷・中郷地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明  
願います。

推進委員 ただいま、事務局から説明ありましたように、16日金曜日に■■■さん、■■■さ  
ん、■■■さん宅へ訪問し、確認した結果相違ないということです。■■■さんの  
土地を■■■さんが耕作されておりましたが、年を重ねて、農業を引退するとい  
うことで、■■■さんとは、奥様のご親族ということで、お願いしたとのこと  
です。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。  
異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:05決定)

議長 続いて、No.4～No.5について、事務局より説明願います。

事務局 (16ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。上松本・下松本地区 農地利用最適化推進委員委員 よりご説明願います。

推進委員 ■さんの案件につきましては、これからは、息子さん名義にしていくということです。18日の日曜日に、それぞれ確認しまして、事務局の説明どおり間違いありません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:10決定)

議長 続いて、No.6について、事務局より説明願います。

事務局 (17ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。飯豊・小川 地区 農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 両名へ確認しまして、こちらの内容で間違いありません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:12決定)

議長 続いて、No.7～No.11について、事務局より説明願います。

事務局 (17ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。No.7～No.10について、高林・沖内地区 農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 矢吹町の■■■■さんが、大怪我で、農業が出来なくなり、矢吹町分と合わせて約7haを皆さんで分けて耕作することになりました。村内分は、沖内地区、高林地区の方々にそれぞれ割り振り、11月13日に皆さんを集めて、正式に決定いたしました。内容につきましては、事務局の説明どおり間違いありません。ご審議のほどよろしく願います。

議長 続いて、No.11について、飯豊・小川地区農地利用最適化推進委員より説明願います。

推進委員 12月18日の日曜日に、■■■委員と■■■さん両名にお会いし確認してきました。内容につきましては、間違いありません。よろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。  
異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:21決定)

議長 次の案件は、私の案件となりますので、ここで議長の職を職務代理に願います。

(会長が自席へ着席し、職務代理が議長の席に着席)

職務代理 議長を交代しました。暫時の間、議長の職を務めますのでよろしくお願いいたします。No.12～No.13に入る前に、この議案は9番委員の案件となります。よって、天栄村農業委員会会議規則第10条の規定により、9番委員は退席願います。

(9番委員 退席)

議長 No.12～No.13について、関連がございますので一括して事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。高林・沖内地区 農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 先ほどと関連する案件ですが、13日に■■■さんが出席できず、■■■さんには、17日土曜日に電話で確認しました。■■■さんにも連絡し、確認を

とりました。ご審議お願いいたします。

議長

担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑ある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長

意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(事務局は、9番委員に着席するよう声をかける。)

議長

ここで議長を交代します。ご協力ありがとうございました。

(職務代理が自席へ着席し、会長が議長の席に着席)

議長

職務代理ありがとうございました。

(14:29決定)

議長

以上をもちまして本日提出された案件の議事を終了しました。

これをもって議長をおろさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

事務局長

ありがとうございました。閉会を職務代理よりお願いいたします。

職務代理

以上を持ちまして、第12回天栄村農業委員会総会を閉会致します。

(14:29終了)

天栄村農業委員会会議規則第13条第2項に規定により署名する。

令和5年1月20日

内山正勝



塩田善大



石塚繁男

